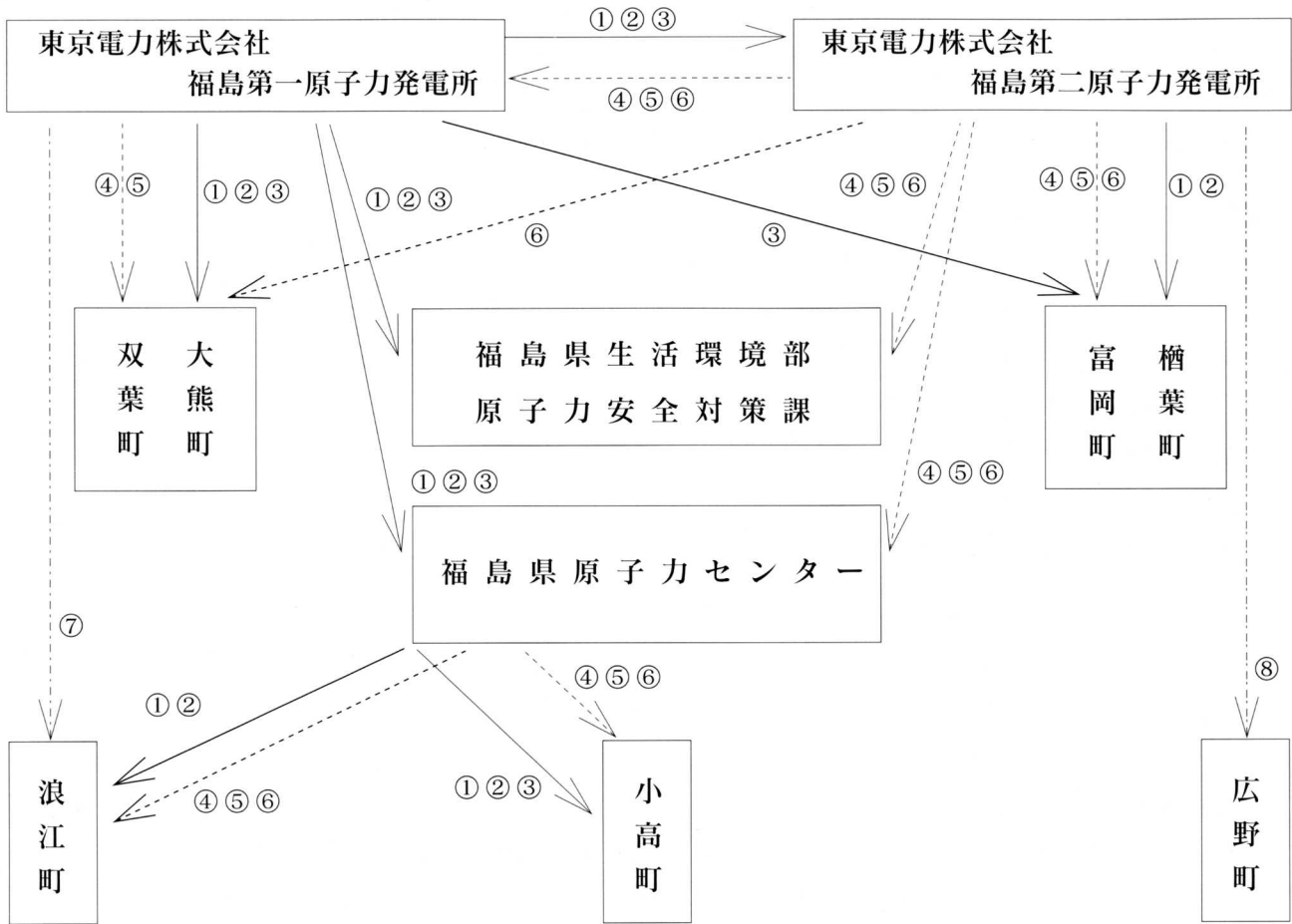


(参考図)



- > 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関する連絡経路
  - ①「定期的に」連絡する事項 (要綱第一の1の事項の連絡経路)
  - ②「事前に」連絡する事項 (要綱第一の2の事項の連絡経路)
  - ③「発生後直ちに」連絡する事項 (要綱第一の3の事項の連絡経路)
- - - -> 東京電力株式会社福島第二原子力発電所に関する連絡経路
  - ④「定期的に」連絡する事項 (要綱第一の1の事項の連絡経路)
  - ⑤「事前に」連絡する事項 (要綱第一の2の事項の連絡経路)
  - ⑥「発生後直ちに」連絡する事項 (要綱第一の3の事項の連絡経路)
- - - -> 別に締結された通報連絡協定による連絡経路
  - ⑦⑧ (要綱第一の3に規定する事項に相当)

3. 連絡送受信簿の備え付け

甲、乙及び丙は、それぞれ下記様式の連絡送受信簿を備え付け整理しておくものとする。

様式1 (一般用)

原子力発電所に関する連絡送受信簿

送信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	
(連絡内容)		件名	